



歯科健診のご案内

う蝕(むし歯)などの歯周疾患のうち、特に歯周病は30歳以上の方の約80%がかかっているといわれています。

歯周病は口腔内への影響のみならず、心筋梗塞や糖尿病などの生活習慣病とも密接な関係にあることが明らかにされています。



歯周疾患の予防や
早期発見のために、
ぜひ歯科健診を
受けましょう!

健診
費用

自己負担なし
全額共済組合が負担

対象者

組合員および
平成20年4月1日以前生まれの
被扶養者

健診
内容

口腔診査・口腔衛生指導
※歯石除去、クリーニング、レントゲン撮影は含みません。

個別健診 石川県歯科医師会加盟の歯科医院で個別に受診 【実施期間】 令和8年6月～令和8年12月

🔍 歯科医院の検索はこちらから > 石川県歯科医師会「歯科ナビ」▶<https://ida1926.or.jp/shikanavi/>

受診方法

1	予約	歯科医師会加盟の歯科医院へ健診の予約をしてください。
2	申請書提出	予約後、「歯科健康診査利用申請書」を勤務先の共済事務担当課(総務課・人事課等)へ提出してください。
3	書類受取	共済組合で申請書を受付後、次の書類を交付します。 a. 「歯科健康診査票(3枚複写)」 受診日までに「受診者記入欄」を記入しておいてください。 b. 「歯科健診実施のお願いについて」
4	健診受診	保険資格の確認ができるもの※と上記書類(a・b)をご持参のうえ、予約した歯科医院を受診してください。受診後、健診結果を受け取って終了です。

申請手続は
2週間以上
余裕をもって
行ってください。



注意事項

- ・健診は各年度で1人1回までです。集団健診と個別健診を両方受診することはできません。
- ・集団健診は実施していない所属所もありますので、実施の有無については、お勤め先の共済事務担当課(総務課・人事課等)へご確認ください。

・健診結果により当日引き続き治療(歯石除去、むし歯の治療等)を受けられる場合は、保険診療となり通常の治療費が発生します。

※マイナンバーカードによるオンライン資格確認(受診する歯科医院が対応している場合)、マイナポータルの資格画面、マイナ保険証と資格情報のお知らせ、資格確認書

●申込方法等、詳細については当組合ホームページをご覧ください。

ホーム

健診・セミナー・貯金・貸付(福祉事業)

▶ 保健事業

▶ 保健(健診)

▶ 歯科健康診断助成

【お問い合わせ先】

共済組合 福祉課

TEL:076-263-3366